

19 陳情 第 22 号	障害者自立支援法に基づくサービス等の利用者負担軽減策の継続に関する陳情
付託委員会	福祉健康委員会
受理及び付託 年 月 日	平成19年9月28日受理、平成19年10月5日付託
陳情者	新宿区戸山 _____ _____

(要 旨)

新宿区において、現在実施している障害者自立支援法に基づくサービス等の利用者負担軽減策を、平成21年4月以降も継続して実施してください。

(理 由)

平成18年4月から施行された障害者自立支援法により、同法に基づくサービスの利用にあたっては利用料の定率負担が導入されました。これにともない、日中の活動の場である作業所などを利用したり、居宅介護、移動支援などのホームヘルパーサービスなどを利用したりすると、原則1割の利用料を負担することとなりました。これらのサービスは、障害者の生活基盤を支える柱ともいべきものであり、生活のための必要なニーズを満たすために多くのサービスを利用せざるを得ない重度障害者ほど負担が大きくなるという状況となっています。

こうした利用料の負担がもたらした影響の大きさは各種報道でも指摘されているところですが、新宿区で暮らす障害者も例外ではなく、私どもの加盟団体会員からも経済的な負担がとて大きいという声が多く寄せられています。障害者の多くは、もともと年金収入等限られた収入のなかで家賃や光熱水費などの居住費や食費を負担していましたが、これらに加えて障害福祉サービスの利用料も負担することとなり、サービス利用の抑制を検討せざるをえないほど経済的に苦しい生活状況となっています。

現在障害者自立支援法は、国では利用者負担額の上限額を四分の一とする軽減策や、新宿区でも利用料の負担割合を3%に軽減する施策が講じられておりますが、これらはすべて経過措置で恒久的な施策ではありません。軽減措置がなくなると、今以上に障害当事者やその家族に大きな負担の強いられることが予想されます。

私ども新宿区障害者団体連絡協議会では、障害者自立支援法の抜本的な見直しを求めています。国の動向はまだまだ不透明な状態です。こうした状況を鑑み、新宿区において、現在実施している利用者負担を3%に軽減する措置を、経過期間が終了する平成21年4月以降も継続してください。